

秦野市新東名対策庁内委員会設置要綱

(平成12年7月13日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新東名高速道路の建設及びその周辺地域の整備に起因して生じる地域の環境変化、交通問題等から市民の生活環境の保全等を図るため、本市における影響調査及び対策の検討を行うための庁内機関の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 前条に定める機関として、秦野市新東名対策庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を調査し、及び検討する。

- (1) 生活環境及び自然環境の保全対策
- (2) 地域の経済活動の基盤整備
- (3) 既存の公共施設の機能保全対策
- (4) 地域の地理的分断に伴うコミュニティ対策

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある者により構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、建設部を担任する副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、建設部長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員長は、会務を総理し、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部国県事業主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

建設部を担任する副市長

建設部長

政策部長

くらし安心部長

危機管理対策専任参事

環境産業部長

都市部長

下水道部長

水道局長

教育部長

環境保全課長

農産課長

道路管理課長

道路整備課長

国県事業推進課長

下水道河川整備課長